

様式第7-1号(第9関係)  
貸付希望申出書



平成 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団  
理事長 様  
(関係市町村等経由)

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 年 齡 \_\_\_\_\_ 才  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_ FAX ( ) \_\_\_\_\_  
携帯電話 \_\_\_\_\_

私は、私が所有する次の農用地等の貸し付けを希望しますので、貸付希望登録者リストに登録をお願いします。  
なお、貸付を希望する農用地等に係る下記2の承諾事項については、了承しています。

1 貸付希望農用地

裏面のとおり

2 承諾事項

- (1) 農地中間管理機構が貸付希望農用地等の農地中間管理権を取得するまでの間は、貸付希望者が自ら当該農用地等を管理すること。また、「借受希望者」が見つからない場合は、農地中間管理事業の活用はできないこと。

注：機構は貸付希望登録者リストに登録後、借受者の選定活動による成果で、借受者が見つかった場合以外は、申請者への連絡は行いませんのでご了承ください。また、本登録による有効期限は原則2年です。

- (2) 機構が農用地等を借入した後、2年間を経過してもなお貸付ができる見込みがないと認められるとき、また災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、当該農用地等の返還に応じること。
- (3) 農業委員会が再生不能と判断した遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、機構は借入しないこと。
- (4) 本申出書に記載の情報は、農地中間管理事業実施のため、必要に応じ、当該事業に係る機関、団体、個人へ「情報開示」されること。

上記「1 貸付希望農用地」に記載された情報については、借受希望者への情報提供を目的として当機構のホームページで公表されることがあること。

- (5) 所有者の承諾を得ることなく、当該農用地等を第三者へ転貸すること。
- (6) 金納と物納の併用はできないこと。
- (7) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

※貸付希望申出書の控えが必要な方は、ご自身で写しをおとりください。

